

盛人大学運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 盛人大学事業の運営について審議するために、盛人大学運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 運営委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元商店会
- (3) 盛人大学実行委員長
- (4) 知識経験者
- (5) 市民生活部長

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から市長が指名する。

2 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第5条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 盛人大学の適正な運営に関わること
- (2) 盛人大学の事業展開が地域活性化に寄与しているかの検証
- (3) その他、市長が必要とした事項

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、委員長が召集し、その議長になる。

2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委員に対する報償)

第9条 委員会の委員の報償は、委員長は日額7,000円、その他委員は日額5,000円とする。ただ

し、川口市に勤務するものについては支給しない。

附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。